

「緊張ある関係を保つ」という用語が条文として適切かどうかについて

①他の議会基本条例での用例

(三重県議会基本条例 知事等との関係の基本原則)

第8条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県政の発展に取り組まなければならない。

(一関市議会基本条例 市長等との基本原則)

第8条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

(茅ヶ崎市議会基本条例 議会と市長等との関係)

第10条 議会は、二元代表制の下、市長等と緊張ある関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

②法制担当の見解(参考)

「緊張ある関係」がどのようなものか分かりにくい、理念的な規定なので差し支えないと考える。それによって対象者や手続きなどを厳密に規定する部分ではないためである。